



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 告示

517	生活保護法による指定医療機関の廃止	(社会福祉課).....	2
518	生活保護法による指定施術機関の廃止	( " ).....	2
519	生活保護法による指定医療機関の変更	( " ).....	2
520	介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止	(介護サービス指導課).....	3
521	"	( " ).....	3
522	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	( " ).....	3
523	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	( " ).....	3
524	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	( " ).....	4
525	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	4
526	"	( " ).....	4
527	"	( " ).....	5
528	"	( " ).....	5
529	指定自立支援医療機関の指定	(こころの健康推進課).....	5
530	天野土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	5
531	七郷井土地改良区の役員の就退任	( " ).....	6
532	県営ため池等整備事業の工事の完了	( " ).....	7
533	"	( " ).....	7
534	"	( " ).....	7
535	"	( " ).....	7
536	"	( " ).....	8
537	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	8
538	"	( " ).....	8
539	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	( " ).....	9
540	保安林の指定施業要件の変更	( " ).....	9
541	"	( " ).....	9
542	道路の位置の指定	(都市政策課).....	10
543	"	( " ).....	10
544	集合教育型運転シミュレーションシステム賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格	(警察本部).....	10

### ○ 選挙管理委員会告示

*62	平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部改正	.....	13
-----	---	-------	----

### ○ 警察本部告示

9	刑事手続のIT化に伴う周辺機器の賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	.....	13
---	---	-------	----

## ○ 公告

入札公告

(警察本部)..... 15

## ○ 諸報

入札公告

(警察本部)..... 19

## 告 示

## 和歌山県告示第517号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年6月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	開設者の名称	主たる事務所 の 所 在 地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	廃 止 年 月 日
西訪新 1-26	社会福祉法人和歌山 県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩 田2456-1	訪問看護ステーション すてっぷ	西牟婁郡上富田町岩田 1776-1	令和 8. 3. 31
橋訪新 5-28	株式会社なのはな	橋本市城山台2-5-11	訪問看護ステーション なのはな	橋本市橋本1-1075	令和 8. 2. 28
田訪新 6-26	医療法人竹村医院	田辺市東山1-3-8	訪問看護ステーション エンゼル	田辺市東山1-3-8	令和 8. 4. 30

## 和歌山県告示第518号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年6月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	廃 止 年 月 日
橋柔新 9-04	三井海	こうづ鍼灸整骨院（柔道整復） 橋本市橋谷502-2	令和 8. 4. 1

## 和歌山県告示第519号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年6月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	開 設 者 の 名 称	主たる事務所 の 所 在 地	変更事項（指定事業所の名称）		指 定 事 業 所 の 所 在 地	変 更 年 月 日
			旧	新		

岩訪新 16-06	株式会社 みらい	西牟婁郡上富田町 市ノ瀬2407-4	訪問看護ステーション ピースフル岩出	訪問看護ステーション ピースフルみらい	岩出市西野202- 3 1st Place 1 -C	令和 8.3.1
--------------	-------------	-----------------------	-----------------------	------------------------	----------------------------------	-------------

## 和歌山県告示第520号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和8年6月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者 番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種類	廃止 年月日
30710013 45	合同会社もも	ヘルパーステーションもも	和歌山県橋本市山田86-3	訪問介護	令和 8.5.31
30712008 55	社会福祉法人聖アンナ福祉会	デイサービスセンターたかお	和歌山県紀の川市貴志川町高尾194-1	通所介護	令和 8.5.31

## 和歌山県告示第521号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和8年6月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者 番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種類	廃止 年月日
30717005 81	株式会社パソナライフケア	よっといで長山	和歌山県紀の川市貴志川町長山259-5	通所介護	令和 8.6.1

## 和歌山県告示第522号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

令和8年6月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者 番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種類	廃止 年月日
30421101 18	株式会社ファーマ	はあと薬局	和歌山県日高郡みなべ町東本庄579-2	居宅療養管理指導	令和 8.4.30
				介護予防居宅療養管理指導	令和 8.4.30

## 和歌山県告示第523号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和8年6月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071001600	合同会社めぶき	ヘルパーステーションもも	和歌山県橋本市山田86-3	訪問介護	令和8.6.1	令和14.5.31

## 和歌山県告示第524号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和8年6月9日

和歌山県知事 宮崎 泉

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071401511	株式会社キシウラ	Confiance	和歌山県海南市木津274番地1	福祉用具貸与	令和8.6.1	令和14.5.31
				介護予防福祉用具貸与	令和8.6.1	令和14.5.31
				特定福祉用具販売	令和8.6.1	令和14.5.31
				特定介護予防福祉用具販売	令和8.6.1	令和14.5.31

## 和歌山県告示第525号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年6月9日

和歌山県知事 宮崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3010300212	ヘルパーステーションもも	橋本市山田86-3	共生型居宅介護	特定なし	合同会社めぶき	橋本市紀ノ光台2-24-8	令和8.6.1

## 和歌山県告示第526号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年6月9日

和歌山県知事 宮崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日

3010400 038	短期入所所有田宮 崎町	有田市宮崎町25 2-1	短期入所（併 設型）	特定なし	株式会社アト ラクションホ ーム	東京都北区東田 端一丁目7番3号 フクダビル3F 301	令和 8.6.1
----------------	----------------	-----------------	---------------	------	------------------------	---------------------------------------	-------------

## 和歌山県告示第527号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年6月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3010500 050	就労支援ヒカリ	御坊市野口160- 1	就労継続支援 B型	身体障害者 （肢体不自由 者、視覚障害 者又は聴覚・ 言語障害者に 限る。） 知的障害者 精神障害者	株式会社ライ フステーション	御坊市塩屋町北 塩屋667番地7 ウラノハイツ1F	令和 8.6.1

## 和歌山県告示第528号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年6月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3020400 036	アトラクション ホーム有田宮崎 町	有田市宮崎町25 2-1	共同生活援助	特定なし	株式会社アト ラクションホ ーム	東京都北区東田 端一丁目7番3号 フクダビル3F 301	令和 8.6.1

## 和歌山県告示第529号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年6月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 （薬局は除く。）	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日
エバグリーン薬局 ヒロ海南重根店	海南市重根50-1	—	井戸本直起	令和 8.5.1

## 和歌山県告示第530号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により、天野土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和8年6月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

## 1 退任した役員(令和8年3月31日退任)

職名	氏名	住所
理事	矢部勝己	伊都郡かつらぎ町大字上天野614番地
理事	表谷信明	伊都郡かつらぎ町大字上天野472番地
理事	山本弘幸	伊都郡かつらぎ町大字上天野446番地
理事	杉本隆彦	伊都郡かつらぎ町大字上天野404番地
理事	谷口千明	伊都郡かつらぎ町大字下天野1072番地
理事	堂坂敏	伊都郡かつらぎ町大字下天野869番地
理事	南忠男	伊都郡かつらぎ町大字神田122番地
理事	南垣内智宏	伊都郡かつらぎ町大字下天野873番地
理事	辻本正喜	伊都郡かつらぎ町大字下天野250番地
理事	庵野衛	伊都郡かつらぎ町大字下天野394番地の20
理事	平垣内晴朗	伊都郡かつらぎ町大字下天野655番地
理事	津田幸弘	伊都郡かつらぎ町大字下天野176番地
理事	古谷宏文	伊都郡かつらぎ町大字下天野489番地
理事	岡田吉弘	伊都郡かつらぎ町大字下天野87番地
監事	佐藤恵	伊都郡かつらぎ町大字下天野998番地の7
監事	庵野清高	伊都郡かつらぎ町大字下天野19番地
監事	民谷光央	伊都郡かつらぎ町大字上天野447番地
監事	妹尾明彦	伊都郡かつらぎ町大字下天野1167番地

## 2 就任した役員(令和8年4月1日就任)

職名	氏名	住所
理事	矢部勝己	伊都郡かつらぎ町大字上天野614番地
理事	表谷信明	伊都郡かつらぎ町大字上天野472番地
理事	山本弘幸	伊都郡かつらぎ町大字上天野446番地
理事	杉本隆彦	伊都郡かつらぎ町大字上天野404番地
理事	民谷光央	伊都郡かつらぎ町大字上天野447番地
理事	堂坂敏	伊都郡かつらぎ町大字下天野869番地
理事	南忠男	伊都郡かつらぎ町大字神田122番地
理事	南垣内智宏	伊都郡かつらぎ町大字下天野873番地
理事	辻本正喜	伊都郡かつらぎ町大字下天野250番地
理事	庵野衛	伊都郡かつらぎ町大字下天野394番地の20
理事	平垣内晴朗	伊都郡かつらぎ町大字下天野655番地
理事	津田幸弘	伊都郡かつらぎ町大字下天野176番地
理事	古谷宏文	伊都郡かつらぎ町大字下天野489番地
理事	岡田吉弘	伊都郡かつらぎ町大字下天野87番地
監事	庵野清高	伊都郡かつらぎ町大字下天野19番地
監事	北眞由美	伊都郡かつらぎ町大字下天野326番地
監事	妹尾明彦	伊都郡かつらぎ町大字下天野1167番地

## 和歌山県告示第531号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第19項の規定により、七郷井土地改良区の役員について次

のとおり公告する。

令和8年6月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 退任した役員（令和8年4月13日退任）

職名 氏 名 住 所

理事 市川博司 伊都郡かつらぎ町大字大谷884番地の1

2 就任した役員（令和8年5月10日就任）

職名 氏 名 住 所

理事 中岡新悦 伊都郡かつらぎ町大字佐野536番地の2

---

**和歌山県告示第532号**

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 事業名 県営ため池等整備事業 諸地池地区

2 確定年月日 令和4年11月16日

3 工事を完了した時期 令和6年5月10日

---

**和歌山県告示第533号**

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 事業名 県営ため池等整備事業 矢田池地区

2 確定年月日 令和5年4月26日

3 工事を完了した時期 令和7年5月28日

---

**和歌山県告示第534号**

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 事業名 県営ため池等整備事業 ショウブ池地区

2 確定年月日 令和5年6月2日

3 工事を完了した時期 令和7年12月25日

---

**和歌山県告示第535号**

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 事業名 県営ため池等整備事業 地獄谷池地区

2 確定年月日 令和5年10月6日

3 工事を完了した時期 令和8年3月24日

### 和歌山県告示第536号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 上新池地区
- 2 確定年月日 令和5年10月26日
- 3 工事を完了した時期 令和8年3月26日

### 和歌山県告示第537号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年6月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第538号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年6月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第539号

令和8年和歌山県告示第312号（以下「告示第312号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年6月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 所在が不明である通知の相手方  
田端道子
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第312号のとおり

#### 和歌山県告示第540号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年6月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
田辺市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第541号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年6月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第542号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和8年6月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3728	有田郡有田川町大字徳田字新林1108番の一部、1109番1の一部	有田郡有田川町大字庄756番地1 株式会社小林住建 代表取締役 小林右次	令和 8.5.25	6.00	36.98

#### 和歌山県告示第543号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和8年6月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3727	橋本市胡麻生字中ノ町340番の一部、347番の一部	橋本市東家五丁目4番1号 丸石木材住宅株式会社 代表取締役 石田雅彦	令和 8.5.27	6.00	59.51

#### 和歌山県告示第544号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、集合教育型運転シミュレーションシステム賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和8年6月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

#### 1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達役務の名称

集合教育型運転シミュレーションシステム賃貸借業務

(2) 調達役務の内容

集合教育型運転シミュレーションシステム賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) この入札に係る貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。  
なお、同種とはアに掲げる要件を、同等規模以上とはイに掲げる要件を満たしているものとする。  
ア 疑似体験装置の貸借業務を行った実績を有すること。  
イ アに掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。
- (6) 営業品目に貸借を有する者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (8) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 資格審査申請書類及びその交付方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
  - ア 競争入札参加資格審査申請書
  - イ 事業経歴書
  - ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
  - エ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
  - オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
    - （ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
    - （イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目
  - カ 誓約書
  - キ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
  - ク 2の（5）に掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
  - ケ 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
    - （ア）障害発生時の連絡体制図を添付していること。
    - （イ）営業所及び保守拠点等における常駐技術者数を記載していること。
  - コ 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）並びにその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等
- (2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、（1）のイからカまでの申請書類に代えることができる。

(3) (1) のア、イ及びカからケまでの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和8年6月9日（火）から同年8月5日（水）までの間に、和歌山県物品・役務電子調達システムからダウンロードすること。また、同期間のうち和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（令和8年6月9日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間、5に掲げる場所で交付を受けることができる。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和8年6月9日（火）から同月19日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月9日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に和歌山県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

#### 4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

##### (1) 3の(1)のロに掲げる申請書類

令和8年6月9日（火）から同月19日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月9日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所等に持参、郵送又は電子メールで提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和8年6月19日（金）午後5時までに書留郵便により5に掲げる場所に必着させなければならない。

##### (2) 3の(1)に掲げる申請書類（ロに掲げる申請書類を除く。）

令和8年6月9日（火）から同年7月8日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同年6月9日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所等に持参、郵送又は電子メールで提出するものとする。

ただし、3の(1)のウ、オ及びキの申請書類については、令和8年7月8日（水）午後5時までに、5に掲げる場所に持参又は郵送により提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和8年7月8日（水）午後5時までに書留郵便により5に掲げる場所に必着させなければならない。

#### 5 資格審査申請書類の交付の場所等

運転免許課

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

メールアドレス e8404001@pref.wakayama.lg.jp

#### 6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵送により令和8年7月24日（金）までに通知するものとする。

#### 7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、令和8年7月31日（金）午後5時までに書面又は電子メールにより求めることができる。

(3) (2) の書面は、持参、書留郵便又は電子メールにより5に掲げる場所等に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、令和8年8月5日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

## 選挙管理委員会告示

## 和歌山県選挙管理委員会告示第62号

平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年6月9日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和歌 哲也

表中

「 橋本市高野口町大野773番地の1 橋本市高野口町応其443番地の57 」	大野児童館 平山城児童館	を
「 橋本市高野口町大野773番地の1 」	大野児童館	に、
「 橋本市高野口町名古屋1171番地の3 橋本市高野口町名古屋1003番地 」	橋本市名古屋文化センター 浦の段児童館	を
「 橋本市高野口町名古屋1171番地の3 」	橋本市名古屋文化センター	に

改める。

## 警察本部告示

## 和歌山県警察本部告示第9号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、刑事手続のIT化に伴う周辺機器の賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和8年6月9日

和歌山県警察本部長 壺岐 恭秀

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 調達役務の名称

刑事手続のIT化に伴う周辺機器の賃貸借業務

## (2) 調達役務の内容

刑事手続のIT化に伴う周辺機器の賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

(5) この入札に係る機器賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とはアに掲げる要件を、同等規模以上とはイに掲げる要件を満たしているものとする。

ア 事務機器について、リース又はレンタルを行い、かつ、保守業務を行った実績を有すること。

イ アに掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

(6) 営業品目に賃貸借を有する者であること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

(8) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

(9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 資格審査申請書類及びその交付方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

カ 誓約書

キ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ク 2の（5）に掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

ケ 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

（ア）障害発生時の連絡体制図を添付していること。

（イ）営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

コ 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアを一覧にした「提案機器一覧表」並びにその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

(2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、（1）のイからカまでの申請書類に代えることができる。

(3) （1）のア、イ及びカからコまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、これらの用紙は、令和8年6月9日（火）から同年8月5日（水）までの間に、和歌山県物品・役務電子調達システムからダウンロードすること。また、仕様書及びこれらの用紙は、同期間のうち和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休

日」という。)を除く日の午前9時から午後5時まで(令和8年6月9日(火)は、午後1時から午後5時まで)の間、5に掲げる場所で交付を受けることができる。

- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和8年6月9日(火)から同月26日(金)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで(同月9日(火)は、午後1時から午後5時まで)の間に和歌山県警察本部刑事部刑事企画課(以下「刑事企画課」という。)に対して書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。

#### 4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

##### (1) 3の(1)のロに掲げる申請書類

令和8年6月9日(火)から同月23日(火)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで(同月9日(火)は、午後1時から午後5時まで)の間に、5に掲げる場所等に持参、書留郵便又は電子メールで提出するものとする。

なお、書留郵便による提出の場合は、令和8年6月23日(火)午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

##### (2) 3の(1)に掲げる申請書類(ロに掲げる書類を除く。)

令和8年6月9日(火)から同年7月8日(水)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで(同月6月9日(火)は、午後1時から午後5時まで)の間に、5に掲げる場所等に持参、書留郵便又は電子メール(3の(1)のウ、オ及びキの申請書類については、持参又は書留郵便に限る。)により提出するものとする。

なお、書留郵便による提出の場合は、令和8年7月8日(水)午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

#### 5 資格審査申請書類の交付の場所等

刑事企画課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(代表)

ファクシミリ番号 073-423-2779

電子メールアドレス e8100501@pref.wakayama.lg.jp

#### 6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵送により令和8年7月24日(金)までに通知するものとする。

#### 7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、令和8年7月29日(水)午後5時までに書面又は電子メールにより求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参、書留郵便又は電子メールにより5に掲げる場所等に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和8年8月5日(水)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

## 公 告

### 入札公告

集合教育型運転シミュレーションシステム貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

令和8年6月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 事業年度

令和8年度から令和15年度まで

## (2) 調達役務の名称及び数量

集合教育型運転シミュレーションシステム賃貸借業務 一式

## (3) 履行期間

令和9年2月1日（月）から令和16年1月31日（火）までの間

## (4) 調達役務の内容

集合教育型運転シミュレーションシステム賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## (5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

## (6) 入札金額

月額で入札することとする。

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和8年和歌山県告示第544号に規定する集合教育型運転シミュレーションシステム賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間等

## (1) 場所

和歌山県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

メールアドレス e8404001@pref.wakayama.lg.jp

## (2) 期間

令和8年6月9日（火）から同年8月5日（水）午後5時まで。ただし、(1)の場所での備付けは、同年6月9日（金）から同年8月5日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和8年6月9日（火）は、午後1時から午後5時まで）

## (3) 方法

和歌山県物品・役務電子調達システム及び(1)の場所での備付け

## 4 入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を交付する方法及び期間等

## (1) 入札説明書等を交付する方法及び期間は、次のとおりとする。

## ア 方法

和歌山県物品・役務電子調達システムからのダウンロード及び3の(1)の場所での交付

## イ 期間

3の(2)に同じ。

## (2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和8年6月9日（火）から同月19日（金）まで（同月9日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に運転免許課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

## 5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

## (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1  
和歌山県警察本部1階 会議室9

## イ 入札日時

令和8年8月6日（木） 午前10時

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

(2) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便により令和8年8月5日（水）午後5時までに運転免許課に必着するように行わなければならない。

## 6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、令和8年8月5日（水）午前9時から同月6日（木）午前9時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

## 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額（月額）に84を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

## 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額（月額）に84を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

## 10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

## 11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、運転免許課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

## 12 契約書作成の要否

要

## 13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

## 14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

## 15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

## ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

## イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

メールアドレス e8002001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

## 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Lease and maintenance of Driving Simulation System

- (2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Thursday 6 August 2026 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m.

Wednesday 5 August 2026, Period for bids submitted by bidding system : from 9:00 a.m.

Wednesday 5 August 2026 to 9:45 a.m. Thursday 6 August 2026)

- (3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120

e-mail : e8002001@pref.wakayama.lg.jp

## 諸 報

## 入 札 公 告

刑事手続の I T 化に伴う周辺機器の賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和8年6月9日

和歌山県警察本部長 老 岐 恭 秀

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 事業年度

令和8年度から令和13年度まで

## (2) 調達役務の名称及び数量

刑事手続の I T 化に伴う周辺機器の賃貸借業務 一式

## (3) 履行期間

令和9年3月1日から令和14年2月29日までの間

## (4) 調達役務の内容

刑事手続の I T 化に伴う周辺機器の賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## (5) 納入場所

仕様書による。

## (6) 入札金額

月額で入札することとする。

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和8年和歌山県警察本部告示第9号に規定する刑事手続の I T 化に伴う周辺機器の賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間等

## (1) 場所

和歌山県警察本部刑事部刑事企画課（以下「刑事企画課」という。）

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-2779

電子メールアドレス e8100501@pref.wakayama.lg.jp

## (2) 期間

令和8年6月9日（火）午後1時から同年8月5日（水）午後5時まで。ただし、（1）の場所での備付けは、同年6月9日（火）から同年8月5日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和8年6月9日（火）は、午後1時から午後5時まで）

## (3) 方法

和歌山県物品・役務電子調達システム及び（1）の場所での備付け

## 4 入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を交付する方法及び期間等

## (1) 入札説明書等を交付する方法及び期間は、次のとおりとする。

## ア 方法

和歌山県物品・役務電子調達システムからのダウンロード及び3の（1）の場所での交付。ただし、仕様書は3の（1）の場所での交付のみとする。

## イ 期間

3の(2)と同じ。

- (2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和8年6月9日（火）から同月26日（金）まで（同月9日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に刑事企画課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

## 5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

## イ 入札日時

令和8年8月6日（木）午前11時

## ウ 開札場所

アと同じ。

## エ 開札日時

イと同じ。

- (2) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便により令和8年8月5日（水）午後5時までに刑事企画課に必着するように行わなければならない。

## 6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

- (1) 電子入札は、令和8年8月5日（水）午前9時から同月6日（木）午前10時45分までに行うこと。

- (2) 開札日時及び場所

5の(1)と同じ。

## 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額（月額）に60を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

## 9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額（月額）に60を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第

94条までの規定に定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、刑事企画課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 12 契約書作成の要否

要

#### 13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

#### 14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

#### 15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

メールアドレス e8002001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

#### 16 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Lease and maintenance of IT equipment for criminal proceeding digitalization

(2) Time limit for tender :

11:00 a.m. Thursday 6 August 2026 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m.

Wednesday 5 August 2026, Period for bids submitted by bidding system : from 9:00 a.m.

Wednesday 5 August 2026 to 10:45 a.m. Thursday 6 August 2026)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department Finance Section  
1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan  
TEL : 073-423-0110  
FAX : 073-423-0120  
e-mail : e8002001@pref.wakayama.lg.jp